

第 53 号

平成28年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ453,973千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ988,246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度事業収入		千円 1,442,219	千円 △453,973	千円 988,246
	1 財産収入	200	△93	107
	2 繰越金	146,519	△11,159	135,360
	3 諸収入	1,295,500	△442,721	852,779
歳入	合計	1,442,219	△453,973	988,246

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 1,442,219	千円 △453,973	千円 988,246
	1 用 度 事 業 費	1,442,219	△453,973	988,246
歳 出	合 計	1,442,219	△453,973	988,246

第 54 号

平成28年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 228,899	千円 71	千円 228,970
	1 繰入金	194,817	71	194,888
歳入	合計	228,899	71	228,970

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 228,899	千円 71	千円 228,970
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	18,914	71	18,985
歳 出	合 計	228,899	71	228,970

第 55 号 平成28年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,226千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 215,226	千円 △10,000	千円 205,226
	1 繰 越 金	108,741	△10,000	98,741
歳 入	合 計	215,226	△10,000	205,226

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 215,226	千円 △10,000	千円 205,226
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	215,226	△10,000	205,226
歳 出	合 計	215,226	△10,000	205,226

第 56 号

平成28年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,185,445千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 124,157,597	千円 27,848	千円 124,185,445
	1 使用料及び手数料	3,000	500	3,500
	2 財産収入	500	△500	0
	4 諸収入	61,937,697	8,618	61,946,315
	5 繰越金		19,230	19,230
歳 入	合 計	124,157,597	27,848	124,185,445

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 124,157,597	千円 27,848	千円 124,185,445
	1 中小企業・雇用対策事業費	124,157,597	27,848	124,185,445
歳 出	合 計	124,157,597	27,848	124,185,445

第 57 号

平成28年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,729千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,675千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金収入		千円 27,404	千円 △16,729	千円 10,675
	2 繰越金	23,782	△16,153	7,629
	3 諸収入	3,272	△576	2,696
歳入	合計	27,404	△16,729	10,675

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 27,404	千円 △16,729	千円 10,675
	1 農業改良資金貸付金	27,404	△16,729	10,675
歳 出	合 計	27,404	△16,729	10,675

第 58 号

平成28年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86,851千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,455千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金収入		千円 102,306	千円 △86,851	千円 15,455
	1 繰入金	2,303	△1,851	452
	2 繰越金	88,648	△85,000	3,648
歳入	合計	102,306	△86,851	15,455

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 102,306	千円 △86,851	千円 15,455
	1 林業改善資金貸付金	102,306	△86,851	15,455
歳 出	合 計	102,306	△86,851	15,455

第 59 号

平成28年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,563千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 229,769	千円 △16,563	千円 213,206
	1 財産収入	114,903	7,073	121,976
	2 繰入金	114,551	△23,439	91,112
	3 繰越金	100	△92	8
	4 諸収入	215	△105	110
歳入合計		229,769	△16,563	213,206

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 229,769	千円 △16,563	千円 213,206
	1 県有林県行造林事業費	229,769	△16,563	213,206
歳 出	合 計	229,769	△16,563	213,206

第 60 号

平成28年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,311千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,755千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 81,066	千円 △63,311	千円 17,755
	1 繰入金	1,064	△551	513
	2 繰越金	41,580	△41,580	0
	3 諸収入	38,422	△21,180	17,242
歳入	合計	81,066	△63,311	17,755

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 81,066	千円 △63,311	千円 17,755
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	81,066	△63,311	17,755
歳 出	合 計	81,066	△63,311	17,755

第 61 号

平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221,694千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,709,393千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,931,087	千円 △221,694	千円 2,709,393
	1 財 産 収 入	929,944	△221,694	708,250
歳 入	合 計	2,931,087	△221,694	2,709,393

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 2,931,087	千円 △221,694	千円 2,709,393
	1 公用地公共用地取得事業費	2,915,916	△209,798	2,706,118
	2 土地開発基金積立金	15,171	△11,896	3,275
歳 出	合 計	2,931,087	△221,694	2,709,393

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 340,900

第 62 号

平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108,468千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,013,399千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業収入		千円 1,121,867	千円 △108,468	千円 1,013,399
	1 分担金及び負担金	302,449	△14,263	288,186
	2 国庫支出金	231,000	△65,054	165,946
	3 繰入金	390,418	△54,151	336,267
	4 県債	198,000	25,000	223,000

歳入合計	1,121,867	△108,468	1,013,399
------	-----------	----------	-----------

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 1,121,867	千円 △108,468	千円 1,013,399
	1 旧吉野川流域下水道事業費	1,121,867	△108,468	1,013,399
歳出合計		1,121,867	△108,468	1,013,399

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 旧吉野川流域下水道事業費	旧吉野川流域下水道建設事業費	千円 67,000

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
旧吉野川流域下水道事業	千円 198,000	千円 223,000

第 63 号

平成28年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ566,754千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,754,901千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 4,321,655	千円 △566,754	千円 3,754,901
	1 使用料及び手数料	770,098	△81	770,017
	2 財産収入	643,886	△583,918	59,968
	4 諸収入	13,671	2,140	15,811
	5 県債	1,944,000	△18,000	1,926,000

	6 繰越金		33,105	33,105
歳入	合計	4,321,655	△566,754	3,754,901

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 4,321,655	千円 △566,754	千円 3,754,901
	1 港湾等整備事業費	3,665,938	△23,009	3,642,929
	2 徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業費	373,374	△350,481	22,893
	4 空港周辺整備事業費	212,343	△193,264	19,079
歳出	合計	4,321,655	△566,754	3,754,901

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 3,000
	3 徳島小松島港津田地区整備事業費	臨海土地造成事業費	11,000

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業	千円 40,000	千円 22,000
計	1,944,000	1,926,000

第 64 号

平成28年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137,651千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 321,929	千円 △137,651	千円 184,278
	1 財 産 収 入	923	400	1,323
	3 諸 収 入	190,749	△138,051	52,698
歳 入	合 計	321,929	△137,651	184,278

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 321,929	千円 △137,651	千円 184,278
	1 奨学金貸付金	321,929	△137,651	184,278
歳 出	合 計	321,929	△137,651	184,278

第 65 号

平成28年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,312,575千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,178,000	千円 134,575	千円 3,312,575
	1 証 紙 収 入	2,471,077	94,409	2,565,486
	2 繰 越 金	706,923	40,166	747,089
歳 入	合 計	3,178,000	134,575	3,312,575

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 3,178,000	千円 134,575	千円 3,312,575
	1 他 会 計 繰 出 金	3,178,000	134,575	3,312,575
歳 出	合 計	3,178,000	134,575	3,312,575

第 66 号

平成28年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000,825千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,017,175千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年2月22日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		千円 116,018,000	千円 △2,000,825	千円 114,017,175
	1 繰入金	67,876,000	△825	67,875,175
	2 県債	48,142,000	△2,000,000	46,142,000
歳入合計		116,018,000	△2,000,825	114,017,175

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 116,018,000	千円 △2,000,825	千円 114,017,175
	1 公債費	116,018,000	△2,000,825	114,017,175
歳出	合計	116,018,000	△2,000,825	114,017,175

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
借換債	千円 48,142,000	千円 46,142,000

第 67 号

平成28年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ879,869千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,360,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 22 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給与振替収入		千円 30,480,249	千円 879,869	千円 31,360,118
	1 給与振替収入	30,480,249	879,869	31,360,118
歳 入	合 計	30,480,249	879,869	31,360,118

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 30,480,249	千円 879,869	千円 31,360,118
	1 給 与 費	30,480,249	879,869	31,360,118
歳 出	合 計	30,480,249	879,869	31,360,118